



政府統計

特定サービス産業動態統計調査へご回答をお願いいたします

経済産業省では、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として「特定サービス産業動態統計調査」を毎月実施しています。

調査の目的は？

特定サービス産業動態統計調査（以下「本調査」という。）は、特定のサービス産業の売上高、契約高又は受注高等の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、景気対策、産業振興政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的としています。

秘密は保護されています！

本調査により報告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって、徴税事務などに使用されることはありません（統計法第41条及び第43条）。

調査業種、単位、範囲は？

【対事業所サービス業】

	調査業種	調査単位	調査範囲	調査開始時期
1	物品賃貸(リース)業	企業	全国	昭和62年12月
	物品賃貸(レンタル)業	〃	〃	〃
2	情報サービス業	〃	〃	〃
3	広告業	〃	〃	〃
4	クレジットカード業	〃	〃	平成5年10月
5	エンジニアリング業	〃	〃	〃
6	インターネット附随サービス業	〃	〃	平成20年7月
7	機械設計業	〃	〃	〃
8	自動車賃貸業	〃	〃	〃
9	環境計量証明業	〃	〃	〃

【対個人サービス業】

	調査業種	調査単位	調査範囲	調査開始時期
趣味・ 娯楽	10 ゴルフ場	事業所	特定地域	平成12年1月
	11 ゴルフ練習場	〃	〃	〃
	12 ボウリング場	〃	〃	〃
	13 遊園地・テーマパーク	事業所	全国	〃
	14 パチンコホール	企業	全国	〃
教養・ 生活	15 葬儀業	〃	〃	〃
	16 結婚式場業	〃	〃	〃
	17 外国語会話教室	〃	〃	〃
	18 フィットネスクラブ	〃	〃	〃
	19 学習塾	〃	〃	平成16年1月

調査の対象は？

本調査では、調査業種に属する業務を営む企業（又は事業所）のうち、当該業種の全国（又は特定地域※）の年間売上高の概ね70%をカバーする売上高上位の企業（又は事業所）を調査の対象としています。

※特定の地域に限定する業種

10.ゴルフ場 11.ゴルフ練習場 12.ボウリング場

特定の地域とは、北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県です。ただし、11.ゴルフ練習場、12.ボウリング場については、北海道ではなく札幌市としています。

調査結果は何に使われている？

調査結果は、各業種の業況等の動向把握や、景気対策等の各種施策に利用されるほか、第3次産業活動指数、消費総合指数及び四半期別GDP速報（QE）等の二次加工統計の推計のための基礎データとしても活用されています。

調査の実施機関、調査方法は？

本調査は、経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室が行います。調査方法は、あらかじめ送付した調査票に企業（又は事業所）が自ら記入する郵送調査、又は「政府統計共同利用システム」を利用したオンライン調査による報告となります。

なお、調査票の配布・回収、審査、問い合わせ対応などの実施業務は、経済産業省が民間事業者に委託して実施します。



調査の期日、調査期間は？

本調査は、毎月末日現在で行います。

また、調査期間は毎月1日から月末までの1か月間分を記入してください。

ただし、月末締めでの記入が困難な場合には、なるべく月末に近い日を決めて、その日までの1か月を調査期間としても差し支えありません。この場合、一度定めた調査期間は原則として、変更しないようにしてください。

なお、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、その旨を調査票の欄外に記入してください。

調査票の提出先、提出期日は？

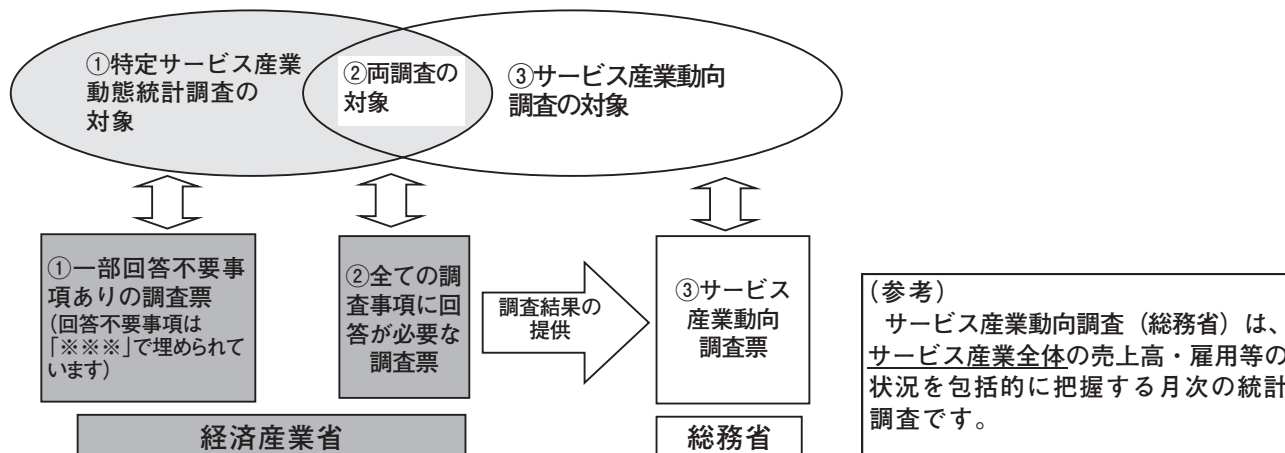
調査票は、調査月の翌月20日までに到着するように経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室あてに郵送、又はオンラインによりご提出ください。

なお、調査票を郵送する場合は、あらかじめ送付した返信用封筒をご利用ください。

調査結果の一部は「サービス産業動向調査」で活用されます

本調査の結果を総務省のサービス産業動向調査に提供することにより、両調査の対象となる企業（又は事業所）については、総務省の調査の対象から原則除外しています。

なお、サービス産業動向調査（総務省）の対象となる場合は、全項目記入票になります。サービス産業動向調査の対象となっていない場合は、調査票上「※※※」で埋められた調査事項については回答不要です。



サービス産業動向調査の調査票が届いた場合の対応は？

お手数ですが、下記の連絡先までお問い合わせください。

総務省統計局統計調査部
経済統計課サービス産業動向調査担当
TEL：03-5273-1196

調査事項の変更は？

2019年 → 2020年で、調査事項の変更はありません。

政府統計オンライン調査システム利用に必要な機器環境

◆インターネット接続環境

ブロードバンド環境を推奨します。

◆パソコン環境 (2019年12月現在)

OS	ブラウザ		表計算ソフト(※3) (Excel調査票を ご利用の場合のみ)
	Internet Explorerの場合	Internet Explorer以外の場合	
Windows 7 SP1	Internet Explorer 11.0	Firefox 70.0	Microsoft Office Excel 2019
Windows 8.1(※1)		Google Chrome 78.0	Microsoft Office Excel 2016
Windows 10(※1)		Microsoft Edge 42(※2)	Microsoft Office Excel 2013 Microsoft Office Excel 2010
macOS 10.13	-	Safari 13.0	-

(※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。

(※2)「Windows 10」での利用に限ります。

(※3)表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
 - ・利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
 - ・マクロ機能が組み込まれているExcel調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
- また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合(※)があります。
(※)例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

【オンライン調査に関するお問い合わせ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室オンライン調査担当

[電話番号] 03-3501-1090 [E-MAIL] stats-info@meti.go.jp

経済産業省HP オンラインによる統計報告

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

本調査のお問い合わせ先

【記入方法などに関するお問い合わせ先】

「経済産業省特定サービス産業動態統計調査事務局」へご連絡ください。
電話番号は、同封の「送付書」(別紙)をご覧ください。

【本調査に関するお問い合わせ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室

[電話番号] 03-3501-1093

[FAX番号] 03-3501-7789

FAXをご利用になる場合は、経済産業省のFAX番号宛てにお願いします。

ホームページ <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/index.html>

(2019.12)